

§ 6 不当事項に係る是正措置等の検査の結果

◎ 1 検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置の状況について

不当事項に係る是正措置の概要 本院は、会計検査院法第29条第3号の規定に基づき、検査の結果、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認められた事項を不当事項として検査報告に掲記している。

省庁及び団体(以下「省庁等」)は、検査報告に掲記された不当事項に対して、省庁等が講じた又は講ずる予定の是正措置について説明する書類を作成しており、この書類は「検査報告に関し国会に対する説明書」として毎年度国会に提出されている。

検査報告に掲記された不当事項に係る是正措置には次の方法がある。

- ① 補助金、保険給付金等の過大交付、租税、保険料等の徴収不足及び不正行為に係る不当事項に対して、省庁等が指摘に係る返還額等を債権として管理して、返還させたり徴収したりなどすることによる是正措置(以下「金銭を返還させる是正措置」)
- ② 租税及び保険料の徴収過大等に係る不当事項に対して、省庁等が指摘に係る還付額を還付するなどすることによる是正措置
- ③ 構造物の設計及び施工が不適切となっている事態等に係る不当事項に対して、省庁等が手直し工事、体制整備等を行うことによる是正措置(以下「手直し工事等による是正措置」)
- ④ 会計経理の手續が法令等に違反しているが省庁等に実質的な損害が生じているとは認められないなどの不当事項に対して、同様の事態が生じないよう指導の強化を図るなどの再発防止策を実施することによる是正措置

検査の結果 昭和21年度から令和2年度までの検査報告に掲記した不当事項についてみると、是正措置が未済となっているものが33省庁等における330件106億2157万円ある。このうち、金銭を返還させる是正措置を必要とするものが33省庁等における325件99億0982万円、手直し工事等による是正措置を必要とするものが4省庁における5件7億1174万円ある。

本院の所見 是正措置が未済となっているものの中には、債務者等の資力が十分でなかったり、債務者等が行方不明であったりなどしているため、その回収が困難となっているものも存在するが、省庁等において、引き続き適切な債権管理を行うことなどにより、是正措置が適正かつ円滑に講じられることが肝要である。

本院は、是正措置が未済となっているものの状況について今後とも引き続き検査していくこととする。
(検査報告458ページ)

2 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に係る処置の履行状況について



本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に関する検査の概要 本院は、検査の過程において会計検査院法第34条又は第36条の規定による意見表示又は処置要求を必要とする事態として指摘したところ、その指摘を契機として省庁及び団体(以下「省庁等」)において改善の処置を講じたものを、検査報告に本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項(以下「処置済事項」)として掲記している。

一方、本院は、毎年次策定している会計検査の基本方針にのっとり、検査の結果が予算の編成・執行や事業運営等に的確に反映され実効あるものとなるように、その後の是正改善等の状況を継続して検査することとしている。検査報告に掲記した処置済事項についても、省庁等が制度を改めるなどの改善の処置が履行されること(改善の処置に基づき、その後の会計経理等が適切に行われること)により初めて実効あるものとなることから、当該改善の処置が履行されるまでその履行状況を継続して検査している。

検査の結果 本院は、改善の処置が履行されているかなどに着眼して、令和2年度決算検査報告において改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととした処置済事項41件のうち、検査報告掲記時点で既に履行済であったため検査の必要がなかったもの1件及び今年次は履行状況の検査の対象となる会計経理等の実績がなかったことなどから検査を実施しなかったもの6件を除いた34件について、3年8月から4年7月までの間に、関係する19省庁等を検査した。

(1) 検査報告に掲記した処置済事項に係る改善の処置の履行状況

検査したところ、改善の処置が履行されていたもの(履行済)が28件、検査した範囲では改善の処置が履行されていたもの(検査分履行済)が5件、改善の処置が一部履行されていなかったもの(一部不履行)が1件、改善の処置が全く履行されていなかったもの(不履行)が0件となっていた。

(2) 一部不履行を検査報告に掲記したものの概要

検査の結果、一部不履行1件(国立大学法人等が国からの運営費交付金等を財源として取得し資産見返負債を計上している固定資産に係る減損額について、国立大学法人等業務実施コスト計算書の損益外減損損失相当額に計上することなど、国立大学法人等業務実施コスト計算書に計上する減損額の範囲を明確に示し、各国立大学法人等に周知することなどにより、国民負担コストが適切に開示されるよう改善させたもの(文部科学省・平成30年度決算検査報告193ページ参照))については、令和3年度決算検査報告第3章第1節の「個別の検査結果」に不当事項「国立大学法人等業務実施コスト計算書の作成に当たり、国からの運営費交付金を財源として取得した固定資産に係る減損額を損益外減損損失相当額に計上していなかったため、財務諸表の表示が適正を欠いていたもの」として掲記した。

本院の所見 処置済事項については、省庁等において改善の処置を講じた事項に係る処置が確実に履行されることが肝要である。また、一部不履行1件については、関係省庁において改善の処置について更なる徹底を図るなどする必要がある。

本院は、処置済事項について、改善の処置の履行状況を継続して注視していくこととする。

(検査報告463ページ)

本院が意見を表示し又は処置を要求したもののうち、令和2年度決算検査報告までに当局において処置が完了していない事項について、対象となった各省庁等が本院指摘の趣旨に沿い改善のために執った処置及び処置状況は後掲320ページ参照